

お知らせ

2025年10月1日
成田国際空港株式会社
調達部長

契約手続きの一部変更について

当社の競争契約における契約手続きの一部について、2025年10月1日より、以下のとおり変更することとなりましたのでお知らせいたします。

1. 契約制限価格の事前公表制度の廃止について

当社が発注する公共工事の一部の発注について導入していた契約制限価格の事前公表を廃止いたします。本変更により、全件事後公表となります。

2. 価格交渉制度の取り止めについて

これまで、当社に有利な見積価格の上位3者又は総合評価方式の評価値（価格点と技術点）の高い上位3者を価格交渉の相手方として選定したうえで見積価格について交渉し、契約制限価格の範囲内且つ最廉価の見積価格の者又は評価値の最も高い者を契約の相手方としていましたが、2025年10月1日以降に公募する案件より価格交渉を取り止めることといたしました。

また、全者が契約制限価格を超過した場合、当社より、1回に限り、再度見積書の提出（再度見積）を依頼する場合があります。